

記載事項の変更が生じた場合の手続き（再発給）方法について （記載内容の変更かつ亡失等の場合を含む）

日本商工会議所東京事務所へのお問い合わせのうち、再発給に関連する事項が多く寄せられますので、当事務所における手続きについて、改めて下記のとおりご案内します。

手順をご確認のうえ、お手続きくださるようお願い申し上げます。

※証明書をなくした（亡失・滅失）、または汚損・破損をしてしまった方で、証明書の記載内容に変更・修正がない場合の手続き方法については、別紙「証明書をなくした（亡失・滅失）場合や汚損・破損した場合の手続き（再発給）方法について」をご参照ください。

はじめに ～なぜ再発給が必要なのか？手続きを誤ると法律違反になります！～

第一種特定原産地証明書の記載内容の誤りを知った場合は、経済産業省への報告が必要となります（経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律 第六条）。

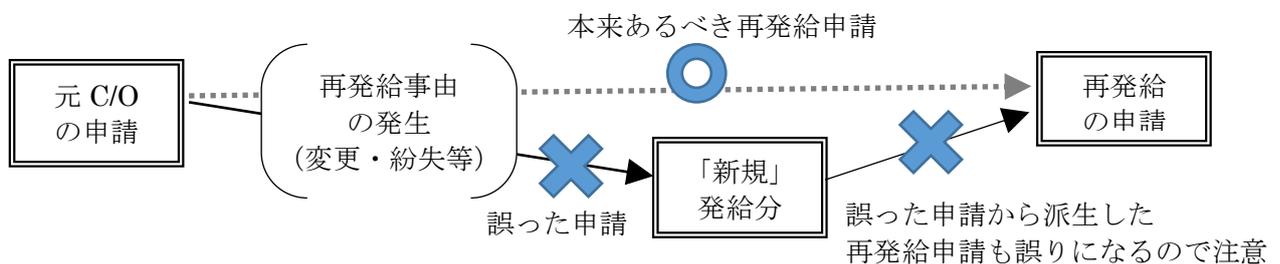
また、記載事項の変更などで新たな証明書を再発給する場合は、元の第一種特定原産地証明書を返納する義務があります（経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則 第八条）。

そこで、再発給の申請により経済産業省への報告を兼ねると共に、確実に元発給分の証明書回収ができるようにしています。

したがって、再発給の手続きを踏まずに、新たに通常申請した場合は、法律違反となります。

また、再発給申請ではなく新たに通常申請を行い、その承認後に本来は再発給案件であることが判明すると、元発給分、再発給分に加え、「新規」発給分の手数料負担が生じます。本来は不要な費用が発生することになるので注意してください。（下図参照）

<イメージ図>



各申請が「手続中（承認）」になると、“それぞれ”証明手数料が発生します。

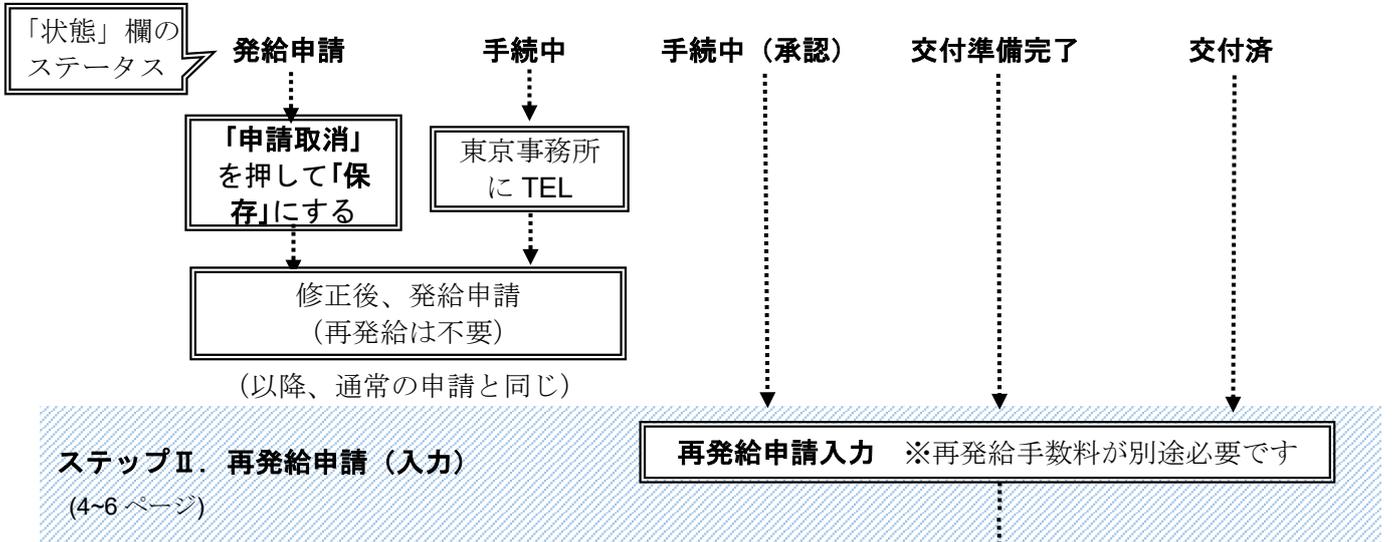
全体の流れ

ステップⅠ. 修正で OK か、再発給手続きが必要か確認する（「状態」欄のステータスの確認）

(3 ページ)

※ステータスが「発給申請」・「手続中」の時には、再発給は不要

※ステータスが「手続中（承認）」・「交付準備完了」・「交付済」の時には、再発給が必要



ステップⅡ. 再発給申請（入力）

(4~6 ページ)

ステップⅢ. 紛失届（ドラフト）の送信（元証明書を亡失・滅失した場合のみ）

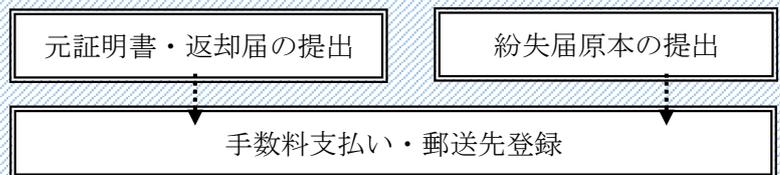
(7 ページ)



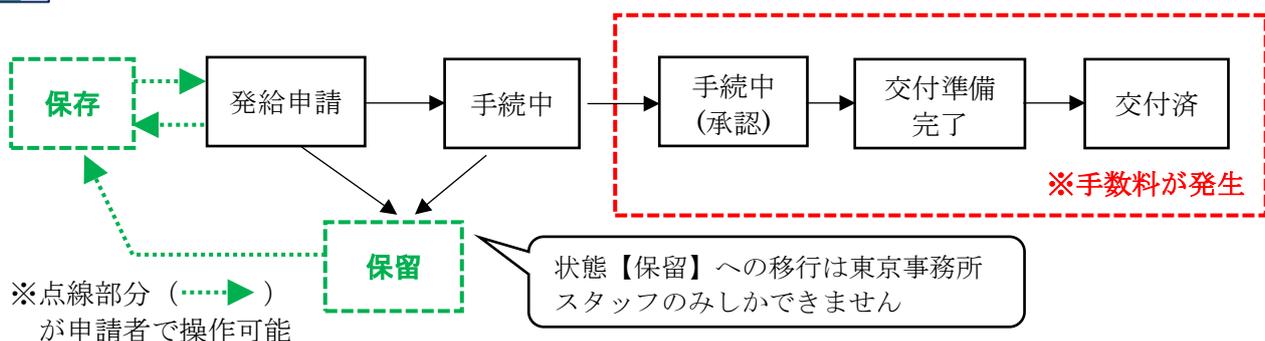
(東京事務所で内容の確認をいたします)

ステップⅣ. 証明書の受取

(8 ページ)



「状態」欄のステータスの推移について



ステップⅠ. 修正でOKか再発給手続きが必要か確認する（「状態」欄のステータスの確認）

① 「メインメニュー」から「発給申請書入力」を選択する。

特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	9件	企業	判定依頼中	0件	発給申請中	10件
	判定手続中	2件	発給手続中	23件		判定手続中	2件	発給手続中	27件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件		誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 07月10日 10時35分現在の[東商 次郎]様の状況です。 ※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているもののみ[0件]件です。

■■■■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■■■■

【研修環境】原産地判定
 原産地判定依頼書入力
 原産地同意通知書入力
 原産地(誓約書)利用状況

【研修環境】発給申請
発給申請書入力
 原産地同意通知書照会
 引換書・受領書印刷
 誓約書情報入力(スイス・ベルギー・オーストラリアのみ)

- ② 状態を「空欄」にして、「検索表示」をクリックする。
 ③ 一覧から該当の案件を見つけ、「状態」欄のステータスを確認する。

発給申請書一覧

発給受付番号: [] 状態: [空欄] 製品情報: []

申請日*: [] ~ [] 申請者名 (部分一致): [] 検索表示

証明書番号 (完全一致): [] 輸入者名 (部分一致): []

協定: [] 発給事務所: [] 1頁表示件数: [20]

※ 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※ この「貴な受付番号の欠けい願」が表示されます。 過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

新規入力 TSV形式で新規入力

検索条件数: 76

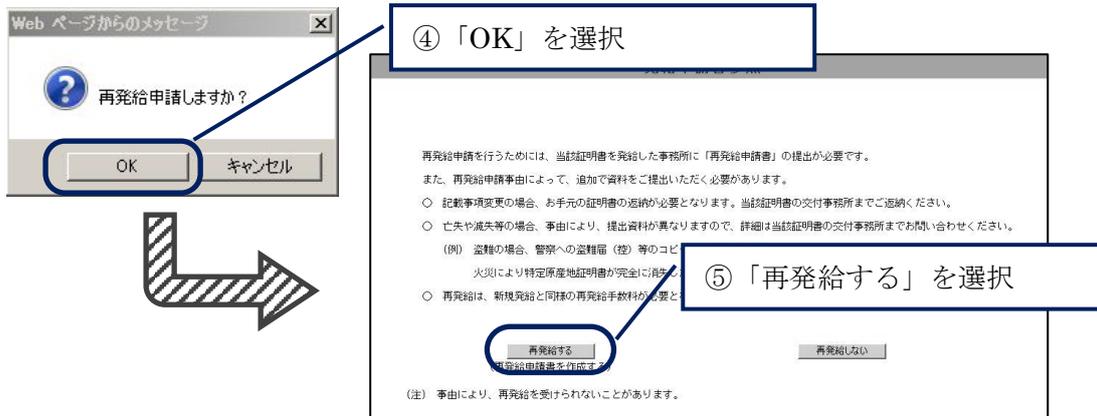
協定	受付番号	申請日	状態	輸入者名	東商 次郎										
タイ	02894004	2015/02/28	交付済	test0902											
タイ	02836704	2010/10/17	手続中	ABC COMPANY	東商 次郎										
タイ	02836404	2010/08/18	手続中	ABC COMPANY	東商 次郎										
タイ	02836104	2015/02/18	発給申請	ABC COMPANY											
タイ	02833404	2010/03/17	手続中(承認)	a											
タイ	02832904	2010/03/16	交付済	a											
タイ	02832404	2010/03/15	交付済	ABC COMPANY											

該当の案件が見つからない場合は検索条件を絞ってお探してください。

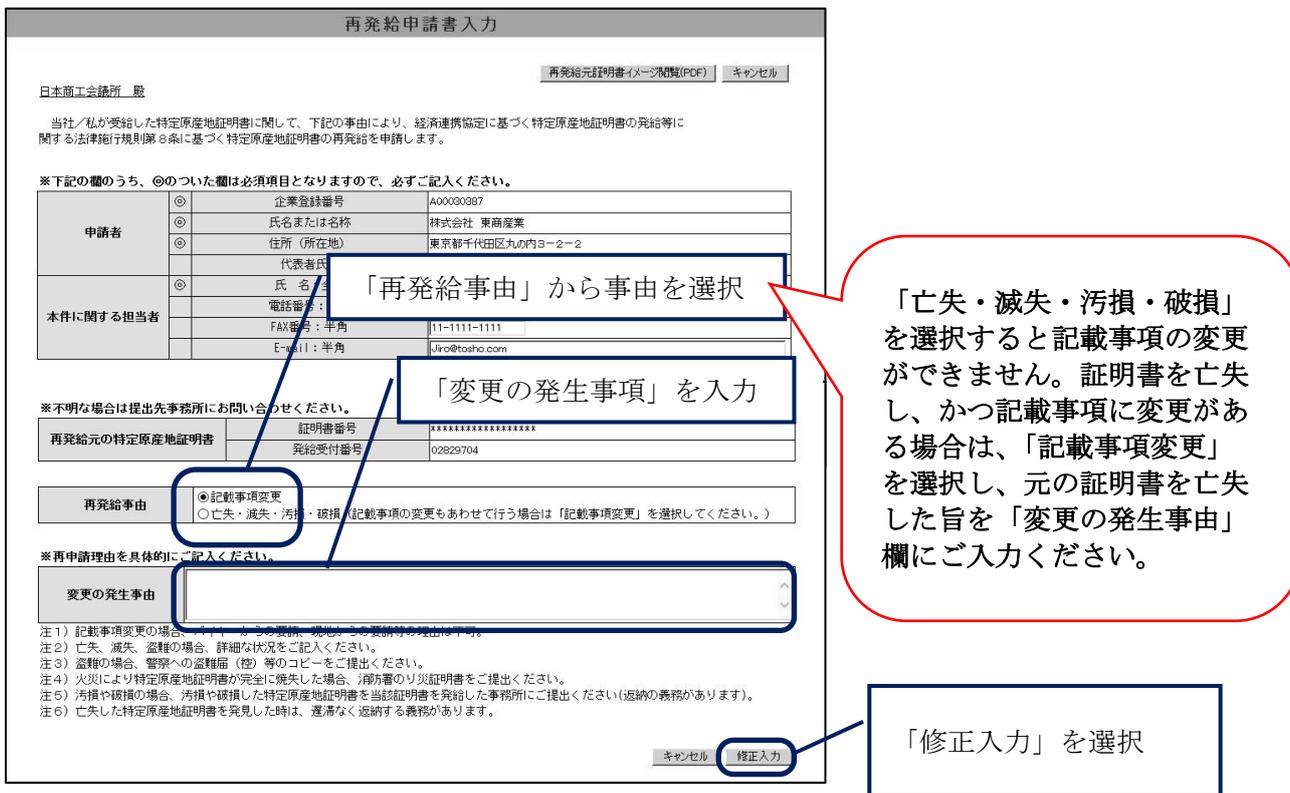
④ 「状態」欄のステータスによって、それぞれ次のとおりとなります。

ステータス	修正	対応方法
発給申請		「申請取消」ボタンで、ステータスを【発給申請】から【保留】に戻してください。(下記⑤参照)
手続中	○ (可能) 再発給は不要	東京事務所 (TEL : 03-6364-7771) まで至急ご連絡ください。ステータスを【保留】に差し戻します。ステータスが【保留】になりましたら、ご修正の後、改めて【発給申請】をお願いいたします。
手続中 (承認)		ステップⅡ・Ⅲ. 再発給の手続きにお進みください。
交付準備完了	× (不可)	※再発給は別途、手数料が通常どおり発生いたします。 例) 1件 2,000円 + (製品数 × 500円)
交付済		

- ④ 「再発給申請しますか？」という確認メッセージが出るので「OK」を選択する。
- ⑤ 注意事項をご確認のうえ、「再発給する」を選択する。



- ⑥ 再発給事由を「記載事項変更」を選択し、「変更の発生事由」を記載する。
その後、右下の「修正入力」を選択する。



- ⑦ 発給申請書で修正したい部分を修正し、「内容確定」を選択する。
- ⑧ 最後に「発給申請」を選択し、状態を【発給申請】にする。

項目名	現状	変更後
ラインボイスの発行者_英文名称		aaa
ラインボイスの発行者_英文所在地		aaa

- ⑨ これでシステムの入力は終了。一覧から再発給ができていないか確認する。

発給受付番号	申請日	状態	輸入者名	申請者名	担当番号	伊名	債権額(円)	再発給	再発給	再発給	申請者
02834004	2015/02/26	交付済	test0802	東商 次郎	東商 次郎	bb	2,500				東京
02831014	2010/10/13	手続中	ABC COMPANY	東商 次郎	東商 次郎	APL BANGKOK 1					東京
02836404	2010/10/13	手続中	ABC COMPANY	東商 次郎	東商 次郎	APL BANGKOK 1					東京
02831014	2015/02/26	発給申請	ABC COMPANY	東商 次郎	東商 次郎	APL BANGKOK 1		○			東京
02834004	2010/03/27	交付済	test0802	東商 次郎	東商 次郎	bb	2,500				東京
02832004	2010/03/16	交付済	a	東商 次郎	東商 次郎	a	2,500				東京
02832404	2010/03/15	交付済	ABC COMPANY	東商 次郎	東商 次郎	APL BANGKOK 1	2,500				東京



再発給の申請後に、さらに間違いに気付いた場合には **(再々発給)**

再発給をした上でさらに間違いに気付いた場合も、1度目の再発給と同様の手続きとなります。既に申請した再発給申請分のステータス確認からおこなってください (ステップ I 参照)。修正ができない場合 (【手続き中(承認)】以降) は再々発給申請となります (ステップ II 参照)。
再々発給についても、改めて手数料が発生いたしますので、ご注意ください。

<イメージ図>



再発給の申請の「状態」欄のステータスから確認

ステップⅢ. 紛失届（ドラフト）の送信（元証明書を亡失・滅失した場合のみ）

特定原産地証明書では、同じ証明書を発給できないことから、新しい証明書を受け取る際には古い証明書を返納していただきます（1 ページ参照）。

ただし、証明書を亡失・滅失した場合に限り「紛失届」を作成いただき、元の証明書の返却に代えて「紛失届」の原本の提出と引き換えに新しい証明書をお渡しします。

紛失届の内容を、日本商工会議所 東京事務所で事前に確認いたします。押印またはサイン前の紛失届（ドラフト）の余白に再発給受付番号を記載の上、FAX またはメールにてご送信ください。

メールで送信される場合は、件名に「再発給受付番号」「申請企業名」を必ず入れてください。

⇒ 紛失届のサンプルは 10 ページ、11 ページをご参照ください。

《「紛失届」作成にあたっての注意事項》 ～「紛失届」の記載要件～

- 失くした企業が作成すること
- 日本企業作成の場合は社判の押印、外国企業作成の場合はサイン入りであること
- 内容は以下の記載があること（後ページの「紛失届」サンプルもご参照ください）
 - ・当該証明書の証明番号
 - ・誰が、いつ、どこで、どのような理由で、紛失したか
 - ・後日見つかった場合、必ず日本商工会議所へ返還することの誓約

日本商工会議所 東京事務所

F A X : 0 3 - 6 3 7 2 - 1 6 8 9 M A I L : epaco@tokyo-cci.or.jp

—— F A X 番号、メールアドレスはお間違いのないようご注意ください ——

ステップⅣ. 証明書の受取（手数料の支払い・元証明書の返却）

- ① システムの入力内容に不備がなければ手続きが進み、【手続き中（承認）】の状態となります。申請画面で手数料を確認の上、事前振込またはクレジット決済をお手続きください。後日払いの場合は、「後日請求郵送依頼」より郵送先の登録をしてください。

(参照) [第一種特定原産地証明書発給手数料の事前振込の手順等について](#)
[第一種特定原産地証明書発給手数料のクレジットカード決済の手順等について](#)
[\(後日請求企業のみ\) 第一種特定原産地証明書後日郵送依頼の手順等について](#)

※再発給元の証明書をまだ受け取っておらず、手数料の支払いを済ませていない場合は、再発給元の証明書分も合わせてお手続きください。(下記表参照)

- ② 下記表の必要な書類を「日本商工会議所 東京事務所」宛に、**到着が確認できる方法（簡易書留など）で郵送**してください。

書類の到着と手数料の振込みを当方で確認できた後、再発給される証明書を発送いたします。

郵送先：日本商工会議所 東京事務所 〒110-0015 台東区東上野 4-8-1 TIXTOWER UENO 3 階

再発給元の証明書の状態	必要な書類	手数料
再発給元の証明書をまだ受け取っていない場合	郵送いただく書類はありません。	2 件分 ※再発給元の証明書分 及び 再発給される証明書分
再発給元の証明書をすでに受け取っている場合	1. 再発給元の証明書（原本） 2. 「第一種特定原産地証明書 返却届」	1 件分
亡失・滅失	1. 紛失届（原本） 紛失届は例外なく原本の提出が必要です。	1 件分
汚損・破損	1. 再発給元の証明書（原本） 2. 「第一種特定原産地証明書 返却届」	1 件分

なお、本来、再発給するべきところを誤って通常申請・受取した証明書がありましたら、その証明書についても「返却届」を添えて返却を願います。

⇒「返却届」については9ページをご参照ください。

第一種特定原産地証明書 返却届

添付（原本）の第一種特定原産地証明書につき、下記理由により返却いたします。

協定名	協定		
発給受付番号 (または証明書番号)			
発送日	西暦	年	月 日
<p style="text-align: center;">返却理由</p> <p>※該当する理由にチェック および記入ください</p>	<div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 証明書の記載内容に変更があったため ※証明書の記載内容の変更は所定の「再発給手続き」による申請が義務付けられています。詳しくは下記 URL をご参照ください。 http://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/co_reissue.pdf </div> <div style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px; margin-top: 5px;"> <input type="checkbox"/> 「再発給手続き」は未申請で、これから申請予定 <input type="checkbox"/> 「再発給手続き」は既に申請済み ⇒ 再発給受付番号 (_____) <input type="checkbox"/> 通常の発給申請で既に申請済み (注) ⇒ 申請済みの発給受付番号 (_____) </div> <p>(注) 証明書の記載内容変更を「再発給手続き」として申請していない証明書を使用した場合、「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則」における手続きの誤りに該当します。また、日ベトナム協定では再発給である旨の記載が証明書内に必要となりますので、手続きのみでなく記載の誤りにも該当し、申請者には法令上の通知義務が発生します。</p> <input type="checkbox"/> 取得した証明書の製品に対して EPA を適用しなくなったため <input type="checkbox"/> 予定していた輸出そのものがなくなったため <input type="checkbox"/> 誤って同じ内容で重複申請してしまったため ⇒ 使用分の発給受付番号 (_____) <input type="checkbox"/> 証明書の紛失に伴い「再発給手続き」で新しい証明書を取得したが、今回、その紛失していた証明書が見つかったため ⇒ 再発給受付番号 (_____) <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px dashed black; border-right: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>		
発給申請者 (証明書申請 企業の担当者)	会社名		
	氏名		
	電話番号		
返却担当者 ※上記と異なる 場合のみ記入	会社名		
	氏名		

紛失届サンプル

年 月 日

社名 印
住所

特定原産地証明書 紛失届

以下通り、特定原産地証明書の紛失の事実をお届けいたします。
なお、当該証明書を発見した場合は、速やかに日本商工会議所へ返却申し上げることを誓約いたします。

1. 証明書番号（発給受付番号でも可）

同一会社

2. 紛失者
当社

3. 紛失場所

4. 紛失日時

（具体的な日時が不明の場合、○年○月○日～○年○月○日の間、等の範囲指定でも可）

5. 紛失時の状況

どのような状況で紛失したか、紛失時の状況を時系列でご記載ください。

以上

(COMPANY LETTER HEAD & ADDRESS)

August 2, 2015

REPORT OF THE LOSS OF CERTIFICATE OF SPECIFIC ORIGIN

We would like to report that the loss of certificate of specific origin as follows:

Also, we pledge to return it to The Japan Chamber of Commerce and Industry soon after we find original document.

1. CERTIFICATE NO:

2. COMPANY THAT HAS LOST THE CERITICATE:
OUR COMPANY

同一会社

3. LOCATION LAST SEEN:

4. DATE AND TIME OF LOSS:
(Please specify range if possible)

5. DETAILS OF LOSS:

Please describe in chronological order
what kind of situation you lost it.

SAMPLE

COMPANY NAME

(SIGN)

NAME

TITLE

平成 28 年 10 月 7 日
改訂：平成 29 年 2 月 21 日
改訂：平成 30 年 10 月 1 日
改訂：平成 30 年 11 月 26 日
改訂：令和 2 年 1 月 6 日
改訂：令和 3 年 1 月 5 日
改訂：令和 3 年 10 月 18 日